

お知らせ



児童扶養手当

児童扶養手当の

請求はお済みですか？

住民課 年金係 ☎65・3301

○児童扶養手当

父母の離婚・父（母）の死亡などによって、父（母）と生計を同じくしていない児童について、手当を支給する制度です。

【1】児童扶養手当を受けられる人

手当はいづれかに該当する児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者、障がい児については20歳未満）を監護している母（父）、又は母（父）に代わってその児童を養育している人に支給されます。

- ①父母が婚姻（事実婚を含む）を解消した児童
  - ②父（母）が死亡した児童
  - ③父（母）が施行令に定める程度の障がい状態（年金の障がい等級1級程度）にある児童
  - ④父（母）の生死が明らかでない児童
  - ⑤父（母）から1年以上遺棄されている児童
  - ⑥父（母）が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
  - ⑦父（母）が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
  - ⑧母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ※所得による支給の制限  
定められた額以上の所得があるときは手当が支給されません。

【2】児童扶養手当を受けられない人

次のいづれかに該当するときは手当が支給されません。

- ①母（父）が婚姻の届け出はしなくても事実上の婚姻関係（内縁関係等）があるとき。
- ②手当を受けようとする父（母）、又は養育者が、日本国内に住所を有しないとき。
- ③対象児童が日本国内に住所を有しないとき。
- ④対象児童が里親に委託されたり、児童福祉施設（母子生活支援施設・保育所・通所施設を除く）や少年院等に入所しているとき。
- ⑤平成15年4月1日時点において、手当の支給要件に該当してから、5年を経過しているとき。（母子に限る）

【3】手当の月額

【児童扶養手当の支給額】

（平成30年4月～）

区分	全部支給	一部支給
児童1人	42,500円	10,030円～42,490円
第2子加算額	10,040円	5,020円～10,030円
第3子以降加算額	6,020円	3,010円～6,010円

※所得に応じて全部支給と一部支給があります。

【4】手当の支払い

手当は、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給されます。

【5】所得制限限度額

手当を受けようとする人、その配偶者（父（母）障がいの場合）又は生計同一の扶養義務者（父母・祖父母・子・兄弟など）前年（1月から6月までに請求する人については前々年）の所得が左表の額（本人の場合は一部支給欄の額）以上であるときは、手当は支給されません。

【所得制限限度額】

（平成30年8月～）

扶養親族等の数	請求者本人		孤児等の養育者 配偶者 扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0人	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,630,000円	3,060,000円	3,500,000円
以降1人につき	380,000円 加算		

【加算額】

〈請求者本人〉70歳以上の同一生計配偶者又は老人扶養親族一人につき10万円。特定扶養親族又は16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族1人につき15万円。

〈孤児等の養育者・配偶者・扶養義務者〉扶養親族が2名以上でうち老人扶養親族がある場合、老人扶養親族1人につき6万円。

※主な控除については、お問い合わせください。